

令和8年度 事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1. 基本方針

法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体である』との理念のもと、社会全体への貢献を目指し、税を中心とした事業の一層の活性化と、適正・効率的な運営に努め、法人会活動の更なる充実に努めております。

さて、企業を取り巻く環境は、エネルギーや原材料を中心とした価格が高止まりしており、さらに物価上昇を上回る賃上げが求められるなど、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、政府の積極財政政策に伴う長期金利の上昇に加え、少子高齢化による社会保障給付費の増大が懸念されるなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。

さらには、少子化対策や女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応の他、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題もあります。

こうした状況を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めるとともに、提言実現に向けた活動にも注力してまいります。

また、法人会活動を充実させるためには、組織・財政基盤の充実強化が必要であり、会員増強や福利厚生制度の推進、事務局体制の強化に取り組む必要があります。

そのため、法人会の具体的な活動として、企業経営に対する金融・税制支援等、政府が行う経済対策情報の迅速な発信に努めるとともに、税に対する会員の意見集約に努めながら、企業経営に役立つ講習会、セミナー等の開催、社会貢献事業や会員交流事業、福利厚生事業を通じて、地域に根を下ろした活動を行ってまいります。

法人会としては、会員組織の基盤である支部活動を充実させ、本会与支部が一体となった事業運営を推進して組織活性化に取り組んでまいりたいと存じますので、会員の皆様、関係機関の皆様、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

オピニオンリーダーとは：集団の意思決定に関して、大きな影響を及ぼす人物、世論形成者、もしくは、世論先導者とも呼ばれる。

2. 重点事項

公1-1 税知識の普及に関する事業

消費税をはじめ、国の税制は、社会情勢等を反映し、絶えず見直しが行われており、税知識の普及に併せ、税制改正に関する様々な情報を、適時適切に伝達してゆくことが重要となっている。

特に、法人会が実施する各種説明会や税務研修会において、税制・税務に関する会社への周知と対応は、最も重要な事業となっている。

また、次世代に向けた税知識の啓発は重要課題となっており、法人会としても、一般市民、次世代を担う児童・生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、関係機関と連携し事業を実施する。

また、広報活動を通じて、広く社会に対し、税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の対外的な周知、入会促進等に資する広報活動を積極的に展開する。

このため、全法連や県連と連携して、マスコミ等に対するパブリシティを活用した広報活動を展開するとともに、ポスター・新聞広告等の紙媒体による広報に加えて、SNS等の活用を充実させたPRを行う。

【具体的内容】

I. 税に関する各種説明会の開催と内容の周知

- (1) 税制税務に関する研修会（「新設法人説明会」「決算説明会」「年末調整説明会」）等の開催を通じて、企業の税務対応支援を行う。**【項目 NO1～NO3】**
- (2) 税務に関する説明会や税務研修会を開催して、税制及び税務に関する内容の説明と制度の周知、また、企業の対応策について説明を行う。
- (3) 申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努めるとともに、デジタル化の推進により行政事務の効率化を図るため、マイナンバーカードの普及について周知を図る。
- (4) 消費税インボイス制度の事務対応や、e-Tax 等納税の電子化・キャッシュレス納付推進のために、説明会や広報活動を通じて内容の周知や対応のための活動を行う。
- (5) 企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、全法連で作成した「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

II. 税務研修会等の開催による税知識の普及

(1) 本会、女性部会が主催し「税務研修会」を開催し、税知識の向上を目指す。

【項目 N06、N07】

(2) 支部が主催する「支部全体会議（支部活動報告会）」において、税務研修会を併催して、税に関する情報の提供を行う。【項目 N012～N016】

III. 税の啓発活動、租税教育活動の実施

(1) 小学生を対象とした「租税教室」に対して講師を派遣して、税知識の啓蒙活動を行う。また、租税教育内容の充実に努める。【項目 N05】

(2) 青年部会による「税金ウルトラクイズ」の実施を通じて広く市民への税の啓発、普及活動を実施する。【項目 N04】

IV. 税情報の発信

(1) 会員及び市民向けに、年3回広報誌「かぬまにっこう（1回2,400部）」を発行し、税情報の提供に努める。【項目 N09】

(2) 広報委員会において、当法人会が行う広報活動内容について十分検討を行う。【項目 N010】

(3) 広報誌の発送や説明会の開催に併せた税に関する冊子等を配布する。また、全法連で作成した「小学生向けの租税教育用教材」を管内の小学6年生に配布する。【項目 N011】

(4) ホームページを法人会事業運営にさらに活用すべく、内容の刷新と充実に努める。【項目 N08】

(5) 全法連が発行する、情報誌「ほうじん」や各種資料を当法人会会員へ配布し、また、当法人会の活動についても積極的に記事掲載の提供を行う等、法人会の知名度アップに努める。

(6) 当会事業を積極的に宣伝するため、様々な公共媒体を活用して当法人会のPRに努める。また、全法連や県連が行うマスコミ等を活用した積極的な広報活動に当法人会も連携して取り組む。

公1-2 税意識の高揚に関する事業

女性部会や青年部会が中心となって、税に関する意識の高揚や税情報の交換を図るため、事業の実施や全国女性フォーラム、全国青年の集いへの参加を行う。

【具体的内容】

(1) 女性部会主幹による「第15回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、小学生に対する納税意識の高揚に努める。【項目 N017】

(2) 「第20回法人会全国女性フォーラム 埼玉大会」(女性部会)や「第40回法人会全国青年の集い 島根大会」(青年部会)への参加を通じて、全国法人会との情報交換を行い、種々研鑽に努め、事業活性化を推進する。

【項目 N018、N019】

公1-3 税制税務の調査等に関する事業

地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めるとともに、提言実現に向けた活動にも注力する。

併せて、こうした活動に資するため、「税制セミナー」、「全国大会」に参加し研鑽を深める。

【具体的内容】

(1) 「第42回法人会全国大会 茨城大会」への参加を通じて、税制税務に関する調査研究を行う。【項目 N020】

(2) 役員・委員を対象に『税制改正に関するアンケート調査』を行い、税に関して傘下会員に広く意見を求め、税制委員会において取りまとめ、国・県・市に対する税制改正提言活動を行う。【項目 N021 N023】

(3) 全法連を中心にまとめる「令和9年度税制改正に関する提言書」により、地元選出の国会議員をはじめ、地元市長、議会議長、教育長に対する、税制改正提言活動を実施する。【項目 N022】

公2 地域企業の健全な発展に資する事業

企業活動支援事業として、真に会員企業に役立つ各種研修を実施する。なお、研修内容については、研修委員会を中心に検討を行い、多様化する会員ニーズに応じた研修内容で、本部と支部の研修を効率的に実施する。

【具体的内容】

- (1) インターネット上で視聴ができる「インターネット・セミナー」やネット配信による各種セミナーを実施して、会員企業の活用に努める。

【項目 N024】

- (2) 本会及び支部主催による企業の人材育成や財務運営、事業承継に関するセミナーや研修会を実施する。【項目 N025～N030】

- (3) 企業の事業承継は最も重要な課題であることから、管内企業が事業承継問題等の参考に資するよう、全法連の事業承継税制に関する情報（コンテンツ）を提供するなど、中小企業の事業承継の支援にも取り組む。

公3 地域への社会貢献事業

法人会が行う社会貢献活動は、多くの会員企業や地域企業が参加し、地域の実情に即した活動を積極的に推進することによって地域全体に広がることが期待されている。

具体的には、公開講演会の開催や、食品ロス削減、環境美化活動、中学生職業講話等の事業の実施を通して社会貢献につながる。

【具体的内容】

- (1) 著名人を招聘し、広く市民を対象とした「公開講演会」を実施する。

【項目 N031】

- (2) 環境活動への取り組みとして、節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）に地域の実情を勘案しつつ取り組み、これに資する資料等の作成・配布を行う。【項目 N032】

- (3) 国民の食料自給率への関心や、食品のムダに対する意識が高まっていることを受け、『食品ロス』の問題に取り組むこととし、周知・啓発のため、これに資する資料等の作成・配布を行うとともに、具体的な活動についての検討を行う。【項目 N033】

- (4) 地域の環境美化活動として、「花いっぱい運動」「花でおもてなし事業」「クリーンキャンペーン」「除草及び植栽事業」を、各支部女性部が中心となって実施する。【項目 N034、N036～N040】

- (5) 地域の企業人が講師となり、働くことの意義や地域にある仕事について、中学生を対象とした、職業講話を行う。【項目 N035】

会員の親睦、福利厚生に関する事業

会員間の交流事業を展開して、異業種間の情報交換を図り、企業経営に結びつくような“場”の提供の構築を進める。【項目 N041～N057】

【具体的内容】

- (1) 異業種交流、会員間の情報交換により、会員メリットが実感できるように“会員交流会”を実施する。
- (2) 支部活動は、法人会組織の中核を成しており、支部の活動内容を充実させて、支部活性化に努める。
- (3) 会員の参加を高めるため、各支部による、先進地視察事業、会員懇談会、会員親睦会等の事業を充実させる。
- (4) 会員間の親睦を図るため、「第 14 回会員親睦ゴルフ大会」を実施する。
- (5) 会員独自の福利厚生制度を推進するため、厚生委員会が中心となり制度の普及推進に努める。

会議等に関する事業（法人の運営に関する事業）

会議や委員会の開催を通じて公益法人としての適切な法人組織運営を目指す。

また、組織基盤の拡充を図るための会員増強運動を実施し、組織運営の活性化を目指して、本会、支部、女性部、青年部が活発な事業を展開する。【項目 N058～N084】

【具体的内容】

- (1) 通常総会、理事会、正副会長・部会長合同会議、委員会を開催する。また、委員相互の意見交換や情報の共有を図れるよう、合同で委員会を開催する。
- (2) 法人会活動を充実させるためには組織基盤の強化が重要であることから、年度後半（10月～翌年3月）を「会員増強月間」として、組織委員会を中心に、新会員の獲得及び会員加入率の向上に努める。また、全法連が目標として掲げる「役員一人一社以上獲得」と一致協力して会員増強運動を展開する。
- (3) 支部全体会議を開催して、支部員＝会員よりの意見を取り入れた支部活動の実施に努める。また、事業実施にあたっては、隣接支部との合同開催等による効率的な運営を図る。

- (4) 全法連が、重点事業として「青年部会の『財政健全化のための健康経営プロジェクト』事業を、法人会全体への拡大により、会員企業発展への寄与と、更なる法人会事業の活性化に繋げて会員増強を目指すこと」に取り組んでゆくこととしており、当法人会においても、厚生委員会を中心に、企業の健康経営について検討、関連事業の実施を目指す。

女性部会・青年部会

I. 女性部会

社会貢献事業を担う地域活性化の中心的な存在として、環境美化活動や女性部員を中心とした地域交流活動を実施する。

また、環境活動への取り組みとして、節電啓発活動「いちごプロジェクト活動」や「食品ロス削減活動」を実施する。

II. 青年部会

次世代を担う児童・生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、関係機関と連携し、租税教育の推進、特に、小学生を対象とした租税教室への講師派遣やイベントを通じて税に対する関心を高める活動を行う。

その他

(1) 全法連「法人会アンケート調査システム」の活用推進

全法連の「法人会アンケート調査システム」が、会員企業の「生の声」を聞く重要な機会であり、法人会の知名度向上にも活用できるツールであることから、当法人会も送信対象者、及び、回答者数増加を推進する。また、アンケート調査結果を、広報誌等を通じて広く、会員等にフィードバックする。

(2) 法人会ビジネスマッチング事業（アメックス社提供）の推進

アメックス社との提携事業として昨年度スタートした「法人会ビジネスマッチング事業」を推進に協力し、会員の事業への参加を周知する。

(3) 法人会の魅力アップ事業の開発

法人会がさらなる魅力ある事業を開拓し、非会員企業が入会しやすい会運営が図られるよう、新規事業開発に努める。

(4) 本会、支部間のネットワークの推進

クラウド型拠点間情報サービスを活用し、本会、支部間のネットワーク化によ

り、スムーズな情報共有を図る。

(5) 上部団体、関係機関との連携協調

全法連や県連をはじめ、国税局・税務署・税理士会・その他関係機関との連携協調を図る。

以上